

改正

平成18年12月11日告示第255号

平成26年5月29日告示第96号

令和元年11月12日告示第60号

令和3年6月30日告示第98号

令和8年5月18日告示第82号

木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

木造住宅耐震診断支援事業実施要綱を次のように定め、平成18年7月5日から施行する。

(目的)

第1 この告示は、市内に住宅を所有する者で当該住宅の耐震診断を希望するものに対し、耐震診断士を派遣して耐震診断することにより住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。

(2) 耐震診断士 市町村が実施する木造住宅耐震診断事業の診断士として岩手県が認定した者をいう。

(対象者)

第3 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住宅を所有していること。

(2) 市税等を滞納していないこと。

(対象住宅)

第4 耐震診断士の派遣対象とする住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅で、着工後、増築等を行うために建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める許可を受けていないもの。

(2) 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅。

(3) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていないこと。

(耐震診断士の派遣の申込み)

第5 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該対象住宅を共有している者のうちから選任した代表者1人をいう。以下「申込者」という。）は、構造的に独立した棟ごとに、木造住宅耐震診断士派遣申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

(耐震診断士の派遣の決定)

第6 市長は、木造住宅耐震診断士派遣申込書を受理した場合は、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

2 市長は、前項の木造住宅耐震診断士派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断士の派遣の辞退)

第7 耐震診断士の派遣の決定を受けた者は、木造住宅耐震診断士派遣決定通知書を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断士の派遣決定の取り消し)

第8 市長は、耐震診断士の派遣の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該耐震診断士の派遣の決定を受けた者に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第9 市長は、第6第1項の決定をしたときは、速やかに耐震診断士を派遣しなければならない。

(耐震診断士の派遣に要する費用)

第10 耐震診断士の派遣に要する費用は、1棟当たり5万円（消費税及び地方消費税額を含む。）とし、そのうち市が4万7,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を、耐震診断士の派遣を受けた者（以下「被派遣者」という。）が3,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を負担する

ものとする。

2 被派遣者は、前項に定める額を派遣された耐震診断士に支払うものとする。

(診断結果の通知)

第11 市長は、耐震診断の結果を木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第5号）により当該被派遣者に通知するものとする。

(指導及び助言)

第12 市長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、被派遣者に対して必要な指導及び助言をするものとする。

(秘密を守る義務)

第13 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(行為の禁止)

第14 派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し、被派遣者から第10に規定する負担費用以外の金銭等を受けること。
- (2) 被派遣者に対し、不必要な改修等を勧めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第15 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

改正文（平成18年12月11日告示第255号抄）

平成18年12月11日から施行する。

改正文（令和元年11月12日告示第60号抄）

令和元年11月12日から施行する。

改正文（令和3年6月30日告示第98号抄）

令和3年7月1日から施行する。

改正文（令和8年5月18日告示第82号抄）

令和8年5月18日から施行する。

様式第1号（第5関係）
様式第1号(第5関係)

木造住宅耐震診断士派遣申込書

年 月 日

(宛先)久慈市長

申込者 住所
氏名
電話

木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第5の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地			
	用途	専用住宅／併用住宅(併用用途：)		
	構造／階数	木造在来軸組工法／それ以外 平屋／2階／それ以外		
	床面積	1階： m ²	2階： m ²	合計 m ²
	建築着工時期 〔建築確認年月日〕	年 月 頃(新築時) 〔 年 月 日(新築時) / 不明 〕		
	耐震診断の履歴	今回初めて／本事業の診断歴あり／他()の診断歴あり		
派遣を避けて欲しい曜日	月曜／火曜／水曜／木曜／金曜／いつでも良い			
派遣を避けて欲しいその他の日				
調査を避けて欲しい時間帯	午前(時～ 時)／午後(時～ 時)／いつでも良い			
備考				
整理番号		審査欄		

※建設年度の判る書面があれば写しを添付してください。(建築確認・建物登記・新築時契約書等)

備考欄には、次の各号に掲げる事項について記載してください。

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期
- (3) 本年度に上記とは別の住宅もこの派遣事業を希望する場合、その旨及び申し込み時期

木造住宅耐震診断支援事業に必要な場合は、市長が私及び世帯員の住民登録の状況、及び市税等の納入状況の確認、固定資産課税台帳の閲覧並びに固定資産評価額証明書の請求をすることに同意します。

住所
氏名

木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月 日に申し込み(受付け整理番号：)のあった木造住宅耐震診断士の派遣については、次のとおり派遣診断士を決定したので、木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 派遣される診断士の氏名
- 2 上記派遣診断士の連絡先
- 3 現地建物調査の時期
- 4 派遣業務受託機関
(派遣に関する問合せ・連絡先)

※備考

- 1) 調査の当日は、立会いをお願いします。
- 2) 建築確認通知書や建物の図面がある場合は、耐震診断士に提示をお願いします。
- 3) 軸組みの確認のため床下及び天井裏を調査する場合がありますので御協力をお願いします。

様式第3号(第7関係)
様式第3号(第7関係)

木造住宅耐震診断士派遣辞退届

年 月 日

(宛先)久慈市長

申込者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断士の派遣
(受付け整理番号:)について、下記の理由により辞退したいので木造住宅耐震診断支
援事業実施要綱第7の規定に基づき届出します。

理由

様式第4号(第8関係)
様式第4号(第8関係)

木造住宅耐震診断士派遣取消通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第8第2項の規定に基づき 年 月 日付け第
号(受付け整理番号:)で通知した木造住宅耐震診断士の派遣決定については、下
記の理由により取り消しましたので通知します。

理由

様式第5号(第11関係)
様式第5号(第11関係)

木造住宅耐震診断支援事業
耐震診断結果通知書

第 号
年 月 日

様

久慈市長



年 月 日に木造住宅耐震診断士派遣通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第11の規定によりその結果を通知します。

〔問い合わせ先〕

診断結果の内容に関する質問等 → 派遣診断士
電話番号

診断結果に対する対応について → 受託者
電話番号

その他、派遣事業全般について → 久慈市 部 課 担当
電話番号